

国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明

袴田事件、福井女子中学生殺人事件と、相次いで再審無罪判決が出された。また、プレスンス事件、大川原化工機事件など、冤罪事件は跡を絶たない。これらの事件で誤った処罰を免れ得たのは、いずれも充実した弁護活動があったからにはほかならない。刑事弁護活動の重要性が改めて認識されている。

2025年（令和7年）7月には、「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会」の取りまとめ報告書が取りまとめられた。特に国選弁護に関していえば、近年では、9割近い被疑者が捜査段階において国選弁護人を選任し、ほぼ全ての事件において24時間以内に国選弁護人が指名されること等、その堅調な利用が確認された。

当会もこれまで、国選弁護が、憲法34条前段及び37条3項に由来する弁護人依頼権を実質化するために不可欠の制度であるとの認識の下、会独自の予算で、当番弁護士制度や、国選弁護事件に関する取調べ立会いの援助制度、勾留阻止に関する費用の援助制度、罪に問われた障害者等に対する刑事弁護費用等の援助制度、当事者鑑定に関する費用援助制度、記録謄写に関する費用の援助制度等を創設し、時代の進展に合わせ高度化する刑事弁護活動を、市民が費用負担の心配なく享受できる体制の拡充に注力してきた。

しかし、そもそもこれらの諸措置は、弁護人の援助を受ける権利が実質的かつ実効的に保障されるべき我が国において、本来全て国費によるべきものである。在り方協議会で取り上げられた多岐に亘る新たな刑事弁護活動を含めて、国費で賄われることを前提に、これを支える確固とした予算措置の議論が必要不可欠である。

そして、かかる議論の中で、現行の国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用が極めて不十分であることの抜本的な解決も図られるべきである。

すなわち、国選弁護事件の平均的な報酬は、捜査・公判段階（裁判員裁判対象事件を除く）共に事務所経営を維持しながら適正な弁護活動を行うために必要な対価としては非常に低額な状態が続いている。例えば、被告人段階における地方裁判所第一審（判決期日を含め公判期日2回）の標準的事件の報酬は、2000年以降8万6400円とされ、2003年にはむしろ8万5600円へと引き下げられ、以後大幅な増額はない。令和6年4月の約款改正も、加算方式の技術的な見直しにと

どまり、基礎報酬の水準そのものには及んでいない。昨今の物価高すら反映されていない。

当会の実情としても、令和8年4月から女性被留置者が県内1箇所の留置施設に集中留置されることとなった。これにより、松江や浜田、益田の会員が出雲まで接見に赴くことになる。その往復距離は、浜田からは約170キロメートル、益田からは約250キロメートルに及び、移動だけで3時間半ないし5時間を要する。接見1回のために、実働日の大半が費消されるのである。しかしながら、現行の算定基準は近距離の交通費を基礎報酬に含めるものとし、移動に費やされる時間の対価を評価していない。弁護士の業務は時間を単位とする役務の提供であり、接見のための移動時間は、その間、民事事件その他の受任事件の処理に充てることのできない時間である。しかも、留置施設の集約は弁護人の選択によるものではなく、国側の政策判断によるものである。その決定に伴う負担が、そのまま弁護人個人に転嫁されているのであって、国選弁護の負担に見合う報酬体系とは到底いえない。

当会では現在なお多くの会員が国選弁護人契約を締結しているが、それは既存会員の負担と使命感によって支えられているにすぎない。新たに登録する若手会員は伸び悩んでおり、このままでは世代交代が果たされず、遠くない将来、制度そのものが立ち行かなくなることが懸念される。

また、近時、佐賀県警察科学捜査研究所の職員によるDNA型鑑定で不正行為が発覚し、2026年（令和8年）6月に公表された警察庁の特別監察の最終報告では、不正が計239件に上ることが明らかにされた。本来、捜査機関側の鑑定の信用性を争うべき事案は多く、数々の冤罪事件でも弁護側の科学的鑑定が無罪主張の柱となってきた。しかし、現行の国選弁護費用体系では、当事者鑑定の費用をはじめ、本来行われるべき多くの弁護活動の費用が賄われず、極めて不公平なものとなっている。その結果、証拠開示が不十分な中で不当な身体拘束に抗し、冤罪防止や更生支援等に鋭意努めるべき国選弁護人の活動が相当制約されているのである。

そもそも、国選弁護業務のための予算は160億円前後と極めて僅少な額で推移している。国家予算に占める割合も年々低下している。他方、令和8年度予算では、法務省所管の登記事項証明書交付事務等委託事業について積算上の賃金変動率が令和7年度当初比6.8パーセント引き上げられるなど、他の委託事業では物価及び賃金の上昇が反映されており、国選弁護報酬のみがその埒外に置かれる合理的理由はない。人権保障の経済的基盤の拡充は立ち遅れているという他ない。

よって、当会は、被疑者・被告人の更なる権利擁護と公正な刑事司法制度実現のため、国会、法務省、財務省等に対し、下記のとおり、国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める。

記

- 一 国選弁護事件の基礎報酬について、大幅な増額を行うこと。
- 二 国選弁護事件の費用（交通費、記録謄写費用、通訳費用、鑑定費用、福祉専門職に依頼する費用、専門家証人を依頼することに係る費用その他の必要な実費）を、原則として全額公費で支給する仕組みを法制化すること。
- 三 上記実現のために国選弁護関連経費を含む司法予算全体を大幅に拡充し、刑事弁護活動の質と量を支える経済的基盤を確立すること。特に、物価上昇や事件の複雑化に応じて、定期的かつ機動的に報酬・費用水準を見直す運用を行うこと。

以上

2026年（令和8年）8月31日

島根県弁護士会

会長 和久本 光